

平成20年度
地域ICT利活用モデル構築事業
(医療・福祉・介護プロジェクト)
の実施について【3次募集】

総務省
地域通信振興課

事業の概要

目 的

地域の具体的提案に基づき設定された医療・福祉・介護に関する課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネットワーク化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促進を図ること。

内 容

地域の抱える医療・福祉・介護に関する諸課題に対処するため、「地域ICT利活用モデル」（情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用及びこれらに必要な人材等リソースの調達・配置・関係機関等による連携等ICTを利活用した課題解決のための一連の取組）の構築・運用を委託する。

委託先は、成果物として 成果報告書、 システム設計書、 成果検証データ等を国に提出し、国はその成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、「地域ICT利活用モデル」の全国展開を促進する。

委 託 先

市町村、特別区、都道府県及びこれらの連携主体
（以下「地方公共団体等」という）

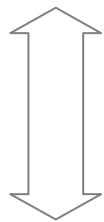
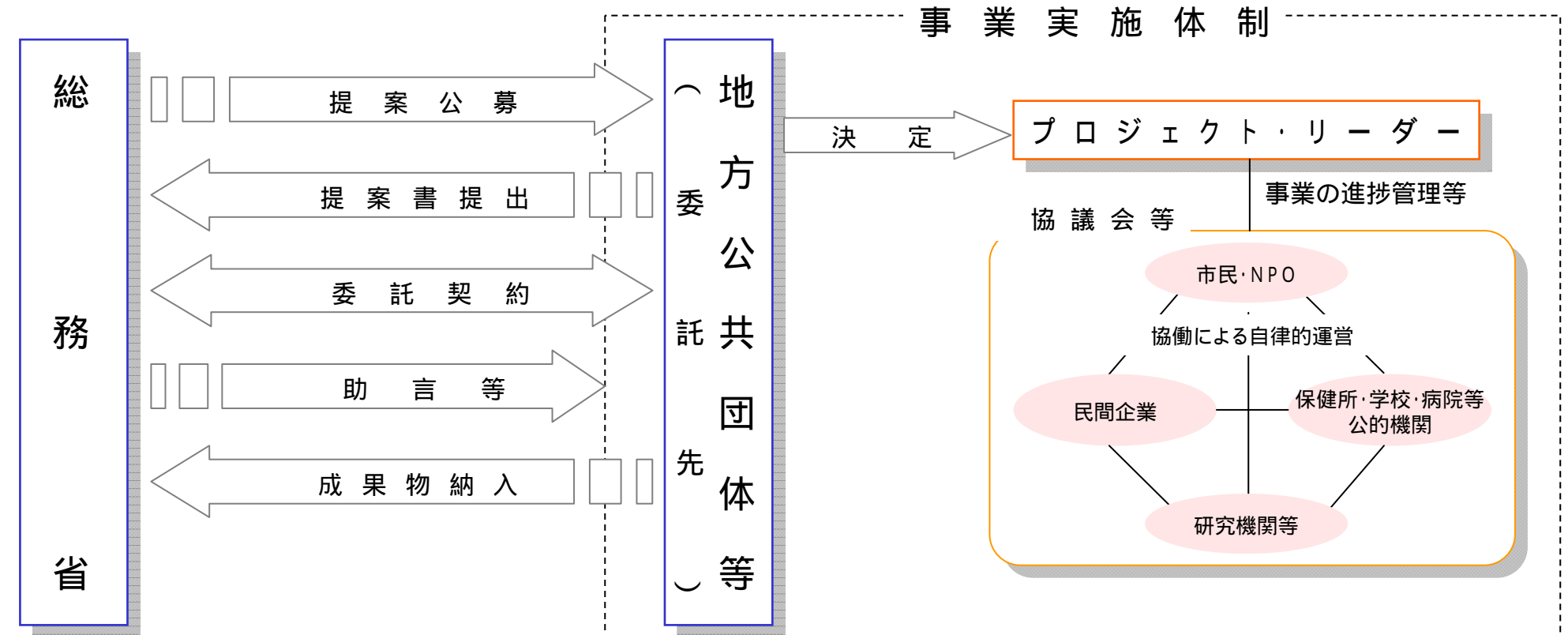
広域連合、一部事務組合を含む

事 業 規 模

募集額：

1件当たり委託額：1千万円～6千万円

事業のスキーム



提案評価
成果評価

評価会
(外部有識者)

総務省は地方公共団体等に対し、公募を実施
 委託を希望する者は、所定の提案書を総務省に提出
 提案書については、外部の有識者等による評価を参考にして、委託先を選定
 選定された者は、総務省との間で委託契約を締結
 委託先は、事業の実施・目的の達成に必要な関係者との協力・連携等を円滑に行うため、地域協議会を設置
 委託先は、必要に応じて総務省等の助言を得ながら、事業を実施
 委託先は、実施状況、成果等を取りまとめ、最終報告書を提出
 提出された報告書等をもとに、外部の有識者等による評価

事業のスケジュール

平成20年12月～ 平成21年2月	募集要項案の提示 提案公募開始 評価会の()開催(提案評価) 委託先候補の決定・公表 委託内容、委託金額等の調整 委託契約の締結
平成21年2月～3月	成果報告書、実績報告書の提出 評価会の開催(事後評価)

提案を評価するため、外部有識者(第三者)による「評価会」を実施

地域情報化評価会・メンバー

民間有識者の評価会による第三者的な評価を実施

氏名	役職等
大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究施設教授
清水 康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
萩本 順三	株式会社匠Lab代表取締役
村上 輝康	株式会社野村総合研究所シニア・フェロー
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科准教授
森田 祐司	監査法人ト・マツパートナー(公認会計士)

提案評価のポイント

項目	小項目	内容
モデル性	I C T 利活用による問題解決	I C T を利活用して地域の問題解決を図るものであること。
	先進性・汎用性	全国展開にふさわしい先進性・汎用性を備えていること。
計画の熟度	資金計画	委託期間終了後の自律的・継続的運営を可能とするような資金計画となっていること。
	実施体制	多様な地域主体の参画が見込まれること。 委託期間終了後の自律的・継続的運営を可能となるような実施体制となっていること。
	達成指標	事業の定量的な達成指標が明示されていること。 例) 出生率の向上、医療費の節減、住民満足度向上 等
	政策体系との整合性	計画の内容が地方公共団体等の政策体系と整合したものであること。 特に、当該計画が「頑張る地方応援プログラム」のプロジェクトとして登録されていること、あるいは、当該計画が地域再生法に基づく「地域再生計画」の認定を受けていること。
費用対効果	既存の施設を有効に活用し、費用対効果の高い計画が策定されていること。	

新規事業評価のイメージ

モデル性の評価

Yes/No評価
Noの場合は不採択

ICTを利活用して地域の問題解決を図る取組か？
全国展開にふさわしい**先進性・汎用性**を備えているか？

熟度の評価

点数評価(100点満点)

自律的運営を可能とする**資金計画**となっているか？
自律的運営を可能とする**実施体制**となっているか？
適切な**達成指標**が設定されているか？
既存の**政策体系**と整合的な内容か？

費用対効果の評価

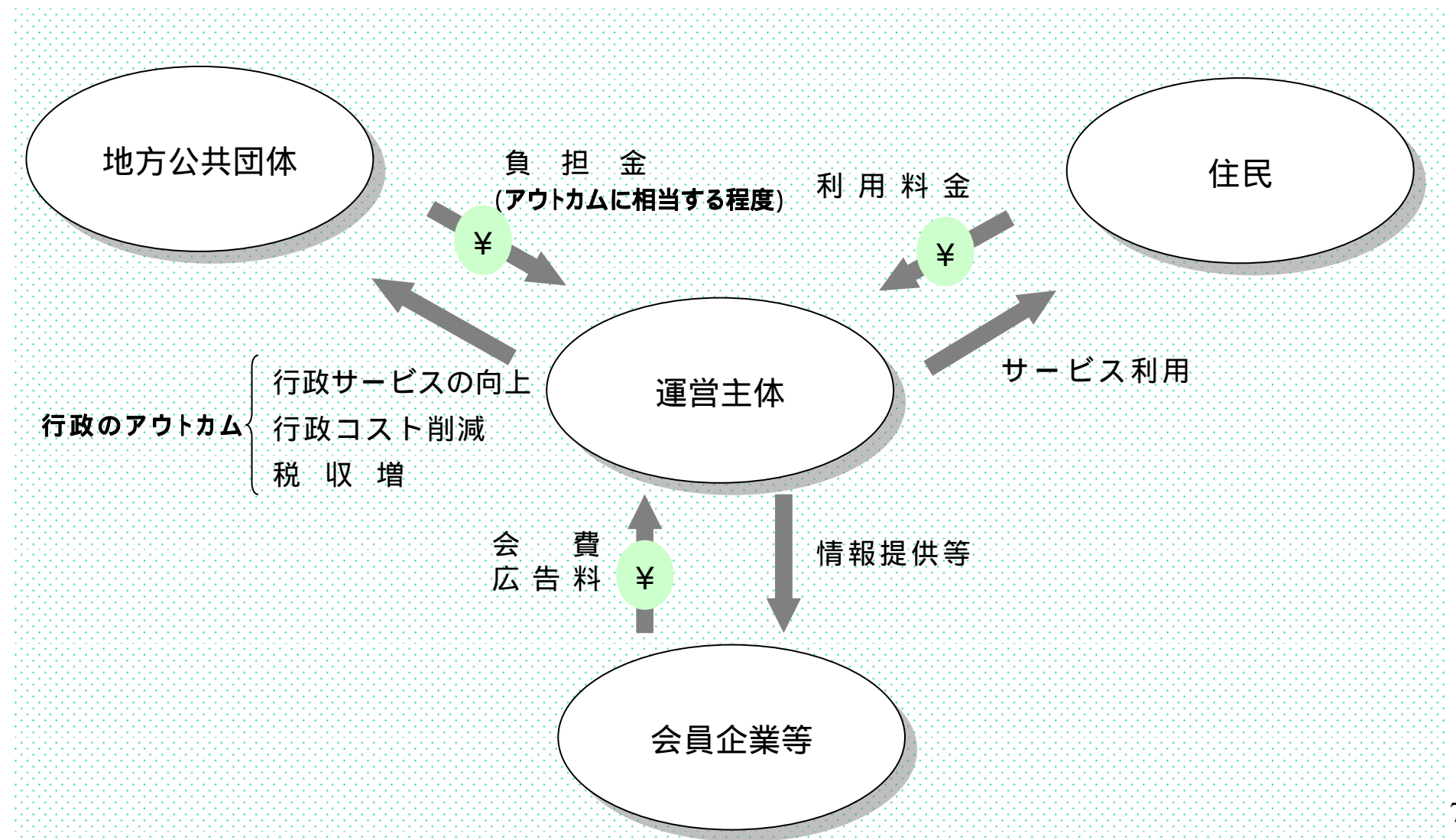
提案額を基に0.0~1.0の
調整係数を算出

委託経費の積算は過大なものとなっていないか？

点数 × 調整係数
で総合点を算出

自律的運営のイメージ

自律的運営とは・・・運営主体がサービスの提供や成果等の対価として得る収入(下図の¥)により、事業の支出をまかなうことが可能な状態。



【参考】平成19年度委託先一覧

管区	市区町村（都道府県）	委託内容（主なテーマ）
北海道	美唄市（北海道）	一次産業
東北	弘前市（青森県）	防災・防犯
	遠野市（岩手県）	福祉
	南相馬市（福島県）	福祉
関東	市川市（千葉県）	防災・防犯
	世田谷区（東京都）	コミュニティ
	三鷹市（東京都）	コミュニティ
	厚木市（神奈川県）	コミュニティ
	中央市（山梨県）	観光・交流
信越	上越市（新潟県）	福祉
	松本市（長野県）	観光・交流
北陸	南砺市（富山県）	中小企業
	金沢市（石川県）	コミュニティ
東海	岐阜市（岐阜県）	防災・防犯
	磐田市（静岡県）	防災・防犯
	津市（三重県）	福祉

管区	市区町村（都道府県）	委託内容（主なテーマ）
近畿	京丹後市（京都府）	一次産業
	神戸市（兵庫県）	観光・交流
	那智勝浦町（和歌山県）	福祉
中国	海士町（島根県）・宮津市（京都府）の連携	観光・交流
	岡山市（岡山県）	防災・防犯
	安芸太田町（広島県）	コミュニティ
四国	神山町（徳島県）	観光・交流
	松山市（愛媛県）	コミュニティ
	津野町（高知県）	福祉
九州	添田町（福岡県）	福祉
	天草市（熊本県）	中小企業
	奄美市（鹿児島県）	観光・交流
沖縄	伊江村（沖縄県）	観光・交流

【参考】平成20年度委託先一覧

< 継続事業 >

管区	市区町村等(都道府県)	委託内容(主なテーマ)
北海道	美唄市(北海道)	一次産業
東北	弘前市(青森県)	防災・防犯
	遠野市(岩手県)	福祉
	南相馬市(福島県)	福祉
関東	市川市(千葉県)	防災・防犯
	三鷹市(東京都)	コミュニティ
	中央市(山梨県)	観光・交流
信越	松本市(長野県)	観光・交流
北陸	南砺市(富山県)	中小企業
	金沢市(石川県)	コミュニティ
東海	岐阜市(岐阜県)	防災・防犯
	磐田市(静岡県)	防災・防犯
	津市(三重県)	福祉
近畿	京丹後市(京都府)	一次産業
	神戸市(兵庫県)	観光・交流
	那智勝浦町(和歌山県)	福祉
中国	海士町(島根県)・宮津市(京都府)の連携	観光・交流
	岡山市(岡山県)	防災・防犯
	安芸太田町(広島県)	コミュニティ
四国	松山市(愛媛県)	コミュニティ
	津野町(高知県)	福祉
九州	添田町(福岡県)	福祉
	天草市(熊本県)	中小企業
	奄美市(鹿児島県)	観光・交流
沖縄	伊江村(沖縄県)	観光・交流

< 新規事業 >

管区	市区町村等(都道府県)	委託内容(主なテーマ)
東北	青森市(青森県)	環境
	遠野市(岩手県)	遠隔医療
関東	那須烏山市(栃木県)	福祉
	鶴ヶ島市(埼玉県)	コミュニティ
信越	木曾広域連合(長野県) (木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村)	コミュニティ
	三条市(新潟県)	中小企業
	松本市(長野県)	遠隔医療
北陸	南砺市(富山県)	遠隔医療
東海	東白川村(岐阜県)	一次産業
近畿	京都市(京都府)	中小企業
中国	奥出雲町(島根県)	福祉
	新見市(岡山県)	遠隔医療
四国	香川県	遠隔医療
九州	壱岐市(長崎県)	一次産業
	熊本県	観光・交流
	阿蘇市(熊本県)	環境

< 2次採択事業 >

管区	市区町村等(都道府県)	委託内容(主なテーマ)
北海道	北海道	遠隔医療
	函館市(北海道)	遠隔医療
	岩見沢市(北海道)	医療・福祉・介護
北陸	穴水町(石川県)	遠隔医療
中国	島根県	遠隔医療
九州	大野城市(福岡県)	医療・福祉・介護
	佐賀県	遠隔医療
	豊後高田市(大分県)	医療・福祉・介護
	伊仙町(鹿児島県)	医療・福祉・介護

委託先団体の主な責務

1 事業企画書に沿った委託事業の遂行

2 成果報告書、実績報告書の提出

3 普及展開事業（ ）への積極的参加

事業成果の普及展開のためのセミナー、シンポジウム、合宿等を想定

4 委託期間終了後の事業の継続的運営及び事後報告書の提出

委託経費について

考え方

ネットワークインフラ等の基盤整備に該当する経費については、原則として委託経費の対象外である。ただし、目的を達成するために必要な機器類については委託経費の対象とする。なお、機器類については、原則リース又はレンタルによるものとする。

経費の内容

設備備品費	1 情報通信システム関係経費
	2 機器類リース・レンタル費
	3 機器類購入費
	4 保守費
	5 設置工事費
協議会等運営経費	1 委員等謝金
	2 委員等旅費
	3 会議室借上費
	4 会議費
	5 資料作成費
その他経費	1 消耗品費・備品費
	2 通信運搬費
	3 調査費
	4 報告書作成費
	5 ソフトウェア使用料
	6 その他特別費

経費については、原則として年度末に精算払い

成果報告について

考 え 方

委託先の地方公共団体等は、事業実施期間中及び実施後において、総務省に対し以下の報告を行うことが求められる。

成 果 報 告

事業完了後、委託を受けた年度の3月末日までに、以下の成果物を総務省に提出する。

成果報告書：取組経緯、目標の達成状況、情報通信システムの機能及び改修の必要性、
収支報告、運営体制の整備状況 等

情報通信システム設計書：基本設計及び詳細設計

成果検証データ：システム運用データ等

事 後 報 告

委託先の地方公共団体等においては、事業実施後当面の間、構築したモデルの運用を行い、提案書に記載された目標に照らして事業評価を実施し、その結果を総務省に報告する。